

6月教育委員会定例会議事録

13時00分開会・開議

令和8年6月10日（水）

13時31分閉会・散会

令和8年6月10日御坊市教育委員会定例会を御坊市教育委員会会議室に招集

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期及び時間の決定

日程第3 前回の議事録の承認

日程第4 教育長の報告

日程第5 議事

第26号議案 令和8年度教育費予算（補正第2号）

第27号議案 御坊市議会提出議案「財産の取得について（追認）」

第28号議案 御坊市議会提出議案「財産の取得について（追認）」

日程第6 その他

（1）行事予定について

（2）その他

日程第7 次回開催日の決定

日程第8 議事

第29号議案 御坊市議会提出議案「財産の取得について」

第30号議案 市民教養講座運営委員会委員の委嘱について

委員等定数 5名

出席委員等（４） ・弓倉 正啓教育長 ・柚瀬 真規子委員
・文蔵 武人委員 ・杉本 薫委員

欠席委員 （１） ・坂田 豊委員

説明のため出席した者の職・氏名

- ・教育次長 山崎 真也
- ・教育課長 辻村 一彦
- ・教育課企画員 木下 義規

本委員会の書記の職・氏名

- ・教育課長補佐 石橋 浄史

◎ 開会及び開議

- 教育長から開会を宣告する。

◎ 日程第１ 議事録署名委員の指名

- 教育長から議事録署名委員に、杉本 薫委員を指名する。

◎ 日程第２ 会期及び時間の決定

- 教育長から本委員会の会期を本日限りとし、閉会予定時刻は１４時００分を目処としたいとの提案をした。出席委員に異議なく、会期及び時間を決定した。

◎ 日程第３ 前回の議事録の承認

- 教育長が、全委員に対して意見等を求めたところ、特段の異議、意見等なく、これを承認することとした。

◎ 日程第４ 教育長の報告

１ 日高地方定例教育長会

日高地方定例教育長会につきましては、台風のため中止となりました。

２ 校長会

５月２６日に開催されました校長会について、１点報告します。

「教職員の人事評価の実施」についてです。

この評価は、教職員一人一人の取組等を適正に評価することにより、教職員の能力開発・資質向上と学校組織の活性化を図ることを目的としています。実施の背景には、個々の教職員がより高度な課題解決能力を身につけ、高い業績をあげることが従来以上に求められているという状況があります。

年度初めに自己申告書の作成を行い、目標設定や校長との面接を実施します。さらに、必要に応じて目標の修正を行いながら、管理職からの指導や助言を受け、教職員として求められる水準を下回ることのないよう取り組んでいただくようお願いしました。

次に、本日6月10日の午前中に開催されました校長会について、2点報告いたします。

1点目は、「職場におけるハラスメント防止に関する基本方針（御坊市版）」についてです。

この基本方針は、御坊市立の小・中学校で勤務する教職員が、互いに信頼し合い、安心して働くことのできる職場環境を築くことを目的としています。今年度につきましても、内容を正しく理解し適切に運用できるよう、校長会の場で再確認を行いました。加えて、校内の相談窓口にも男女1名ずつ担当者を配置することや、市教育委員会の相談窓口担当者（男女1名ずつ）についても改めて周知をお願いしております。

2点目は、「令和9年度和歌山県公立小・中学校及び義務教育学校管理職候補者選考試験、並びに和歌山県公立学校運営基礎資格試験の出願」についてです。

県教育委員会の実施要項等について説明を行うとともに、将来的な管理職不足を招かないよう、引き続き各校において受験への働きかけなどご協力をいただきたい旨をお願いしました。

3 その他

その他は特にありません。

以上、教育長の報告といたします。

◎ 日程第5 議事

第26号議案 令和8年度教育費予算（補正第2号）

- 教育課長から、「教育費の6月議会補正予算案ですが、まず歳入予算から説明します。

国庫補助金の教育費国庫補助金については、後程説明する歳出予算の保健体育費で計上しています医療連携協力委託100万円に対する国庫補助金として、33万3千円が支出されますので、これを歳入予算として計上するものです。

また、雑入については、後程説明する歳出予算の図書館費で計上しています「子どものふれあい読書活動推進事業」に係る事業費全額に対する図書館振興財団助成金として417万7千円を計上するものです。

次に、歳出予算ですが、教育総務費の事務局費に、会計年度任用職員の日額の報酬2人分と月額給料1人分を合わせた678万8千円、期末勤勉手当270万9千円の計949万7千円を計上しています。

こちらにつきましては、教育総務課の事務補助2人分と、名田小学校の学校校務員1人分となります。

予算現額4,812万4千円に補正額949万7千円を加えた補正後の事務局費は、5,762万1千円となります。

次に、外国青年招致事業費に、会計年度任用職員の社会保険料86万5千円を計上しています。

こちらは、当初予算で計上されていなかったALT（外国語指導助手）1人分の社会保険料となります。

予算現額2,061万1千円に補正額86万5千円を加えた補正後の学校青年招致事業費は、2,147万6千円となります。

次に、小学校費の学校管理費につきましては、湯川小学校に新たに配置しました講師1人分の報酬273万4千円と、期末勤勉手当68万9千円の計342万3千円を計上しています。

予算現額1億9,995万2千円に補正額342万3千円を加えた補正後の学校管理費は、2億とんで337万5千円となります。

次に、中学校費の学校管理費につきましては、御坊中学校に新たに配置しました講師１人分の報酬２７３万４千円と、期末勤勉手当６８万９千円の計３４２万３千円を計上しています。

予算現額１億３，２６６万４千円に補正額３４２万３千円を加えた補正後の学校管理費は、１億３，６０８万７千円となります。

次に、幼稚園費の幼稚園管理費につきましては、会計年度任用職員の報酬２７８万６千円、期末勤勉手当１５３万２千円の計４３１万８千円を計上しています。

こちらは、湯川幼稚園に新たに配置した介助員１人分に加え、塩屋幼稚園と名田幼稚園の教諭の報酬が当初予算よりも高額となったためその差額も加えた額です。

予算現額３，３３８万８千円に補正額４３１万８千円を加えた補正後の幼稚園管理費は、３，７７０万６千円となります。

次に、社会教育費の社会教育総務費につきましては、会計年度任用職員として事務補助２人の報酬３３１万４千円、期末勤勉手当８９万９千円の計４２１万３千円を計上しています。

予算現額１７８万３千円に補正額４２１万３千円を加えた補正後の社会教育総務費は、５９９万６千円となります。

次に、公民館費につきましては、会計年度任用職員として中央公民館の事務補助１人分の報酬１６５万３千円、期末勤勉手当４４万９千円の計２１０万２千円を計上しています。

予算現額３，４１２万３千円に補正額２１０万２千円を加えた補正後の公民館費は、３，６２２万５千円となります。

次に、図書館費につきましては、非常誘導灯取替修繕６０万円、電算機器保守委託２万９千円、図書貸出返却ロボット他の購入費４１４万８千円の計４７７万７千円を計上しています。

このうち、電算機器保守委託と図書館貸出返却ロボット他の購入費については、「子どものふれあい読書活動推進事業」に該当するため、その全額が歳入予算で計上している図書館振興財団助成金の対象となります。

予算現額 2,311 万 6 千円に補正額 477 万 7 千円を加えた補正後図書館費は、2,789 万 3 千円となります。

次に、保健体育費の保険管理費につきましては、医療連携協力委託として 100 万円を計上しています。

こちらは、名田小学校に転校してきた児童に対する導尿等の医療行為 1 回あたり 5 千円の 200 回分の額です。

予算現額 1,316 万 8 千円に補正額 100 万円を加えた補正後保健管理費は、1,416 万 8 千円となります。

次に、スポーツ施設管理費につきましては、スケートパーク環境整備工事として 4,600 万円を計上しています。

こちらは 4 月 18 日に供用開始したところですが、資材高騰等の影響により予定していた全ての工事を終えることができなかったため、外周コースのコンクリート化や休憩所の設置など、安全・安心な施設としての環境整備を行うものであり、予算現額 2,230 万 9 千円に補正額 4,600 万円を加えた補正後スポーツ施設管理費は、6,830 万 9 千円となります。

以上により歳出補正予算の合計額は、7,961 万 8 千円となり、正規職員等の人件費を除いた教育費当初予算額 10 億 8,721 万 7 千円に加えますと教育費の総額は、11 億 6,683 万 5 千円となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。

○ 第 26 号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第 26 号議案については、承認することに決定した。

○ 教育長から第 27 号議案及び第 28 号議案の審議については関連があるため、一括して審議することを出席委員に諮り、全委員から異議はなく 2 議案を一括して審議することとした。

第 27 号議案 御坊市議会提出議案「財産の取得について（追認）」

第 28 号議案 御坊市議会提出議案「財産の取得について（追認）」

○ 教育課長から、「第 27 号議案につきましては、令和 4 年 6 月 21 日にリース契約した御坊市立小学校教育用コンピュータ機器等について、

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2千万円以上の財産の取得については、議会の議決を経て財産を取得すべきところを、議会の議決を経ずにリースしているため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、追認の議決を賜りたく提案するものであります。

第28号議案につきましては、令和6年6月24日にリース契約した御坊市立中学校教育用コンピュータ機器等について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2千万円以上の財産の取得については、議会の議決を経て財産を取得すべきところを、議会の議決を経ずにリースしているため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、追認の議決を賜りたく提案するものであります。

今回の事案を受けまして、議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得につきましては、契約事務の手続きを進める際の審査体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。

- 柚瀬委員から「契約はいつまでか。」とリース期間について質問があり、教育課長が「契約締結日より5年間です。」と答えた。
- 第27号議案及び第28号議案について、以後、意見等はなく、2議案については、承認することと決定した。

◎ 日程第6 その他

(1) 行事予定について

- 教育課長から、行事予定について報告をした。

(2) その他

- 教育課長から、野口小学校の停電による臨時休業について、「これは、6月4日（木）と5日（金）の2日間、窮迫の事情により野口小学校を臨時休業としたものです。

6月3日水曜日午後10時頃に野口小学校において職員が残業していたところ突然停電したため、職員から教育課の施設管理担当者に連絡が入りました。夜間のため詳細な調査はできず、翌6月4日（木）の朝の

時点でも復旧できなかったため、この日は臨時休業としました。

同日、関西電気保安協会による調査の結果、電気を敷地に引き込んでいる地中埋設ケーブルの劣化が原因と判明しました。保安協会によると、このケーブルは耐用年数には達していなかったものの、同ケーブルを使用している他の物件でも同様の事例があったことです。ケーブルを交換する復旧工事を手配しましたが、復旧は翌日5日（金）の午後になるという見通しであり、この間、校舎内における電気、電話、インターネット通信網及び水道設備の機能停止により、児童の安全確保、衛生環境の維持が著しく制限される状況でしたので、やむを得ず、6月4日（木）と5日（金）の2日間を臨時休業としました。

復旧工事は、5日（金）の午後2時頃に完了しました。

なお、台風6号が6月2日（火）から3日（水）にかけて接近しましたが、今回の停電と台風の因果関係は確認されておりません。」と報告をした。

- 柚瀬委員から、「休校になった分の授業の振替えはどうなるのか。」と質問があり、教育課長から、「県の方に来ていただく防災教育の出前授業を予定していたが、これを延期する等、学校でカリキュラムの組み直しをすると聞いております。」と説明があった。
- 柚瀬委員から、「土曜日に授業をする等の予定はないか。」と質問があり、教育長から、「校長からは、2日間休んだことで学習指導要領の標準授業時数を大幅に下回る予想はしていないと聞いていますが、今後、冬のインフルエンザ等によって影響が出てくるようであれば、7時間目の授業をする等を考えていくと報告を受けています。」と説明があった。

◎ 日程第7 次回開催日の決定

- 教育長が次回開催日について出席委員に諮り、7月13日（月）午前10時00分からとした。

◎ 日程第8 議事

- 教育長が、「事務局から議案を追加したい旨、提案がありました。」との報告をし、出席委員に諮り、全委員の同意を得て審議に入った。

第29号議案 御坊市議会提出議案「財産の取得について」

- 教育課長から、「本案につきましては、市立小中学校における照明設備をLED化し、児童生徒の教育環境の向上と光熱費の削減を図りたく、かつ一括整備及び保守一体型リース方式の採用による費用の平準化等を踏まえ、大阪府大阪市中心区(ちゅうおうく)城見(しろみ)1丁目4番24号、NECキャピタルソリューション株式会社 関西支店 関西支店長 渡邊(わたなべ) 祐史(ゆうじ)氏と、令和13年12月31日まで、総額1億3,145万2,200円の賃貸借契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を賜りたく提案するものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第29号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第29号議案については、承認することに決定した。

第30号議案 市民教養講座運営委員会委員の委嘱について

- 教育課長から、「本案につきましては、前任の文化関係団体代表者の委員が令和7年8月24日に逝去し空席になっていた市民教養講座運営委員会委員について、市民教養講座運営委員会会則第4条の規定により、別紙のとおり、後任委員を委嘱したく、承認を求めるものであります。任期につきましては、令和9年3月31日までとなります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第30号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第30号議案については、承認することに決定した。

◎ 閉会及び散会

- 教育長から令和8年6月10日(水)の御坊市教育委員会定例会の閉会を宣告する。

閉会時刻 13時31分 閉会・散会

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名委員